



日向市公告第 73 号

公 告

次の森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 26 日

日向市長 西村 賢



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
R7-1	日向市東郷町 山陰字出口乙 236 番 3、236 番 36	13-ア-5-2、5- 4、6、6-1、7- 1、7-2、9-1	山林	7.25 (施業面積 1.40)	5 年	切捨間伐

2 縦覧場所 日向市ホームページ

3 本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設
定される。